



三重県公報

令和3年1月12日 (火)

第 173 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
6	三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	2
7	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	2
	告 示		
30	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(税 務 企 画 課)	4
31	指定管理者の指定	(地球温暖化対策課)	4
32	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
33	同伴	(同)	5
34	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	6
35	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 課)	6
	選 管 告 示		
1	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	6
2	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	8
3	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動及び指定の取消しの届出	(同)	8
4	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(同)	8
5	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	9

規 則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成八年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第一（第二条、第十四条関係）								別表第一（第二条、第十四条関係）							
区分	名称	位置	構造	規格	建設年度	戸数	家賃（月額）	区分	名称	位置	構造	規格	建設年度	戸数	家賃（月額）
一	サンシャイン千里	津市	高層耐火	三LDK	平成六	二	六九、〇〇〇	一	サンシャイン千里	津市	高層耐火	三LDK	平成六	三	六九、〇〇〇
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三号様式から第五号様式まで、第九号様式、第十三号様式及び第十五号様式から第十七号様式までの規定中「㊤」を削る。

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定（次項において「旧規則」という。）に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年一月十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第一（第二条関係）						別表第一（第二条関係）					
区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数	区分	名称	位置	構造	建設年度	戸数
一九	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一九	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[illegible][illegible]

第三号様式及び第三号様式の二中「㊟」を削る。

第六号様式中「㊟」を削り、「3 県営住宅入居誓約書（第2号様式）を添付すること。」を「3 県営住宅入居誓約書（第2号様式）を提出すること。」に改める。

第七号様式、第九号様式、第十一号様式及び第十四号様式から第十六号様式までの規定中「㊟」を削る。

第十七号様式及び第十八号様式中「㊟」を削る。

第二十号様式及び第二十一号様式から第二十四号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県営住宅条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県営住宅条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託します。

令和3年1月12日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 委託先

東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
株式会社メルカリ 代表取締役 山田 進太郎
東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
株式会社メルペイ 代表取締役 青柳 直樹

- 2 委託期間

令和3年1月15日から同年3月31日まで

三重県告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県環境学習情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年1月12日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 指定を受けた団体

所在地 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
名 称 アクティオ株式会社
代表者 代表取締役社長 淡野 文孝

- 2 指定した年月日

令和2年12月21日

- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第32号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第8条第1項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年1月12日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ黒瀬店

伊勢市黒瀬町字間黒 648 番地

2 伊勢市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

販売物品等の搬入事業者と調整し、登下校時間帯には、物品搬入を避ける等、安全確保のための対応を実施すること。

駐車場の車の出入りに対して、通学時間帯に整理員を配置する等、児童及び生徒の安全確保のための対策を実施すること。

店舗の設置に伴い、周辺交通量の増加が予想されることから学校周辺の交通量について調査し、予想される事故等の対応を実施すること。特に当該施設の近隣の交差点等での事故について、十分な安全対策を実施すること。

駐車場の不足等により、歩道や周辺道路に駐車することがないようにすること。また、当該駐車により児童及び生徒の通学の支障とならないよう事前に対策を行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

営業時間内において車の出入り及び人の密集による騒音が考えられることから、学校の教育活動に影響の無いよう対策を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

施設からの事業活動に伴って生じた廃棄物については市の一般廃棄物収集によらず事業者の責任において自ら処理すること。

再生利用等を積極的に行い、廃棄物等の減量化に努めること。

(4) その他の事項

深夜に青少年が蟄集しないよう、防犯カメラの設置及び照明の工夫等を行い、青少年の非行防止対策を実施するとともに、店舗周辺の治安が悪化しないよう必要な対策を実施すること。

店舗建設時には工事車両等の往来が多くなるため、店舗出入口だけでなく学校周辺の道路において、速度を落とす等、細心の注意を払い、児童及び生徒の安全を図ること。

道路等を加工する場合は法定外公共物施行承認書を提出し、許可を受けること。

埋設管等の占用を行う場合には法定外公共物占用許可申請書を提出し、許可を受けること。

計画地の雨水排水方法等については伊勢市都市整備部維持課と協議を行うこと。

県道西側の既設カーブミラーについて移設を実施する場合には伊勢市都市整備部維持課と協議を行うこと。

伊勢市立地適正化計画における都市機能誘導区域外への誘導施設を有する建築物（商業施設）の新築にあたるため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく届出を行うこと。

伊勢市景観計画の一般地区における建築面積1,000㎡を超える建築物の新築にあたるため、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出を行うこと。

伊勢市黒瀬町648番地（その他の土地地番を含め概ね5,291㎡）は、令和2年5月1日から下水道（汚水）が供用開始されているため、このことについて、了知すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年1月12日から同年2月12日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第33号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により大台町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年1月12日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ大台店
多気郡大台町佐原 615 番地
- 2 大台町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和3年1月12日から同年2月12日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 34 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

令和3年1月12日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
坂場4地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
尾鷲市坂場西町、大字南浦
- 3 区域の土地の表示
尾鷲市坂場西町1106番1の全部、1106番2の一部、1106番3の全部、1106番4の全部、1107番3の一部、1107番4の一部、1108番1の一部、1108番2の一部、1108番5の一部、1108番10の一部、1110の一部、1110番1の一部、1110番2の一部、1110番5の一部、1111番2の全部、1111番3の全部、1111番4の全部、1111番5の全部、1111番6の全部及び1111番7の一部の土地並びに大字南浦字蛙ル又3137番1の一部及び3137番2の一部の土地

三重県告示第 35 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年1月12日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画区域区分（額田地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 1 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団 体の名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる公職の 事務所種類 の所在（第 1 地 号）	1 以上の市 区町村の区 域等を単位 として設け られた支部	届出年月 日	備考
立憲民 主党三 重県第 1 区総 支部	松 田 直 久	河 内 孝 治	津市桜橋 衆議院 三 丁 目 議員 446-43	○	令和 2 年 10 月 1 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
安心安全な故郷を 創る会	福 岡 正 康	福 岡 純	伊賀市中馬野 535	令和 2 年 11 月 20 日	
西條エリ子後援会	松 本 悟	西 條 エリ子	伊賀市波敷野 129	令和 2 年 12 月 9 日	
西田みちかず後援 会	西 田 方 計	西 田 方 計	伊賀市小杉 33	令和 2 年 11 月 30 日	
若者主役党	三 林 幸 樹	三 林 恵美子	桑名市大字五反田 1043	令和 2 年 11 月 9 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事 項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党阿山支 部	森 川 徹	主たる 事務所 の所在 地	伊賀市阿山ハイ ツ 1406-116	伊賀市音羽 1375	令和 2 年 12 月 8 日	政党
自由民主党三雲支 部	山 田 吉 雄	代表者 主たる 事務所 の所在 地	森 川 徹 松 阪 市 笠 松 町 197	奥 野 勇 松 阪 市 小 津 町 551	令和 2 年 11 月 10 日	政党
立憲民主党三重県 参議院選挙区第 1 総支部	芝 博 一	代表者 主たる 事務所 の所在 地	山 田 吉 雄 鈴 鹿 市 道 伯 二 丁 目 7-28	西 村 武 史 鈴 鹿 市 庄 野 共 進 一 丁 目 4-23	令和 2 年 12 月 1 日	政党
あなたと桑名をつ くる会	伊 藤 幸	主たる 事務所 の所在 地	桑 名 市 神 楽 町 1-9-5	桑 名 市 繁 松 新 田 73-1	令和 2 年 12 月 2 日	
伊藤なるたか後援 会	伊 藤 徳 宇	主たる 事務所 の所在 地	桑 名 市 神 楽 町 1-9-5	桑 名 市 繁 松 新 田 73-1	令和 2 年 12 月 2 日	

きた健児後援会	喜田健児	地			
		主たる	松阪市久保町	松阪市垣鼻町	令和2年
		事務所の所在	885-5	1085-1	12月16日
芝ひろかず後援会	芝博一	地			
		主たる	鈴鹿市道伯二丁	鈴鹿市庄野共進	令和2年
		事務所の所在	目7-28	一丁目4-23	12月1日
しもの幸助後援会	下野幸助	地			
		会計責任者	川端まゆみ	益川賢市	令和2年
					12月1日

三重県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第3項の規定に基づき公表します。

令和3年1月12日

		三重県選挙管理委員会委員長		高 木 久 代
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考	
立憲民主党三重県第1区総支部	松 田 直 久	令和2年9月14日	政党	
伊豆千夜子後援会	中 山 正 美	令和2年12月15日		
桑名市の医療・福祉の向上を目指す会	奥 村 秀 郎	令和2年12月1日		
出口とし子後援会	出 口 利 子	令和2年11月18日		
増田ひでき後援会	増 田 久 彌	令和2年11月18日		

三重県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき公表します。

令和3年1月12日

三重県選挙管理委員会委員長				高	木	久	代
1 資金管理団体の異動							
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日		
伊 藤 徳 宇	伊 藤なるたか後援会	主たる事務所 の所在地	桑 名 市 神 楽 町 1-9-5	桑名市繁松新田 73-1	令 和 2 年 12 月 2 日		
2 資金管理団体の指定の取消し							
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日					
奥 村 秀 郎	桑名市の医療・福祉の 向上を目指す会	令和2年12月1日					
出 口 利 子	出口とし子後援会	令和2年11月18日					

三重県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和2年三重県選挙管理委員会告示第42号は、廃止します。

令和 3 年 1 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

50 分の 1 の数 29,785

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 286,153

三重県選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 2 年三重県選挙管理委員会告示第 43 号は、廃止します。

令和 3 年 1 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	75,894
四 日 市 市	85,127
伊 勢 市	35,267
松 阪 市	44,688
桑名市・桑名郡	40,045
鈴 鹿 市	53,540
名 張 市	21,826
尾鷲市・北牟婁郡	9,575
亀 山 市	13,198
鳥 羽 市	5,262
熊野市・南牟婁郡	10,279
いなべ市・員弁郡	19,333
志 摩 市	14,291
伊 賀 市	24,361
三 重 郡	18,051
多 気 郡	13,028
度 会 郡	12,649

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>